

戸籍謄本等交付請求書

B

総窓B040111

No. 窓口に
来た日
(請求日)令和 年 月 日

府中市長

裏面の注意事項を確認の上、次のとおり請求します。

窓口に
来た方
(請求者)

住所

マンション名・部屋番号

フリガナ

氏名

電話番号
(携帯電話)

生年月日

 - - 大・昭・平
令・西暦 年 月 日証明書が
必要な方 同上

窓口に来た方との関係

 配偶者・直系親族 (両親、祖父母、子、孫等)
※兄弟、伯父、叔母、従兄弟等は【その他】 その他

窓口に来た方との関係

フリガナ

氏名

フリガナ

氏名

使用目的

 公的年金の手続 児童扶養手当の手続
 戸籍の手続 相続人の確認
 記載事項の確認 旅券の申請
 その他 ()

のため

 年金事務所 市役所
 その他の公的機関
 銀行 法務局 税務署
 その他 ()

に提出

 () と () の続柄
 出生から死亡まで 旧姓 住所 ()
 その他 ()が記載されている
証明が必要職員使用欄
有料 無料
MSK

必要な証明書の種類及び通数

戸籍謄本等①

本籍

筆頭者

 全員分(謄本) (必要な方)のみ(抄本)筆頭者：戸籍のはじめに書かれている方(亡くなっている方の場合もあります。)
全部事項証明(戸籍謄本)：戸籍に記載されている方全員が記載された証明
個人事項証明(戸籍抄本)：戸籍に記載されている方のうち、
一部の方(必要な方)が記載された証明
改製原戸籍：法律改正前の戸籍(平成12年7月1日以前)
除籍：死亡や転籍等により全員が除籍になった戸籍
戸籍の附票：住所の履歴が記載されているもの戸籍謄本(抄本) 450円 通

(広域交付の戸籍謄本)

除籍・改製原戸籍謄本(抄本) 750円 通

(広域電算化除籍謄本/広域除籍・改製原戸籍謄本)

附票(現在・除籍・改製原) 250円 通本籍/筆頭者 記載する身分証明書 250円 通戸籍電子証明書提供用識別符号 400円 通

除籍電子証明書提供用識別符号(電算化後/イメージ)

 証明 円 通

戸籍謄本等②

本籍

筆頭者

 全員分(謄本) (必要な方)のみ(抄本)戸籍謄本(抄本) 450円 通

(広域交付の戸籍謄本)

除籍・改製原戸籍謄本(抄本) 750円 通

(広域電算化除籍謄本/広域除籍・改製原戸籍謄本)

附票(現在・除籍・改製原) 250円 通本籍/筆頭者 記載する

戸籍謄本等③

本籍

筆頭者

 全員分(謄本) (必要な方)のみ(抄本)戸籍謄本(抄本) 450円 通

(広域交付の戸籍謄本)

除籍・改製原戸籍謄本(抄本) 750円 通

(広域電算化除籍謄本/広域除籍・改製原戸籍謄本)

附票(現在・除籍・改製原) 250円 通本籍/筆頭者 記載する

その他

届出日

届出人

届出の種類

大・昭・平
令・西暦 年 月 日 届 届出地 府中市・他()受理証明書 350円 通受理証明書 1400円 通

(上質紙)

届書等情報内容証明書 350円 通

(届書の写し)

職員使用欄
広域本 免バ住個在保キャ診 権 本人
確 他() 限 直系・配偶者 保
他() 限 委任状 留

番号 発行 有効/発行日

受 作 確
付 成 認

円

◆ 注 意 事 項 ◆

- 証明書の請求には窓口に来た方の本人確認ができる書類の提示が必要です。
- 記入する際は、鉛筆、消せるボールペン等の文字が消えやすい筆記具は使用しないでください。
- プライバシーの侵害につながる不当な請求には応じられません。
- 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、法律により罰せられます（戸籍法第135条）。
- 本籍地番及び筆頭者が一致しない場合、証明書の発行はできません。
- 府中市が本籍地の方が戸籍謄本等を請求する際、原則として、本人、配偶者及び直系親族（祖父母から子孫へ直通する関係にある親族。両親、祖父母、子、孫等）以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。ただし、相続人の確認等、使用目的によっては委任状が無くても請求できる場合がありますので、使用目的欄に詳細を記入してください。なお、内容によっては疎明資料（その方の証明書を必要とする発生原因、理由等が客観的に分かる資料）の提出を求めています。
- 身分証明書及び独身証明書を本人以外の方が請求する場合は、直系親族であっても委任状が必要です。
- 受理証明書は届出人のみ、届書等情報内容証明書（届書の写し）は届出人と利害関係人のみ請求可能です。それ以外の方が請求する場合は委任状が必要です。
- 戸籍の附票に在外選挙人名簿登録情報の記載が必要な方は、請求時にお申し出ください。
- 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号は、行政機関が使用することで戸籍（除籍）電子証明書の取得が可能となる符号（16桁の数字）を発行します。行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し符号を提示することで、戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。符号を提示することにより戸籍証明書等の提出が不要となるかどうかは手続きごとに異なりますので、詳しくは手続先にお問合せください。

戸籍の広域交付（府中市が本籍地ではない方の戸籍の請求）について

- 本人、配偶者（※）、直系親族（両親、祖父母、子、孫等）の戸籍謄本（全部事項証明書）、除籍謄本（全部事項証明書）、改製原戸籍謄本が請求できます。

※死亡配偶者の戸籍を生存配偶者の方が請求する場合、婚姻後の戸籍のみ取得できます。

- 請求には公的機関の発行した顔写真付きの本人確認書類が必要です。
- 郵送や代理人による請求はできません。
- コンピュータ化されていない一部の戸籍（除籍）謄本や一部事項証明書及び個人事項証明書は請求できません。
- 土曜開庁日は他市区町村への確認が出来かねますので、当日中の交付ができません。また、平日であっても、受付時刻や証明書の内容（過去に遡って複数の戸籍を請求される場合等）によっては、当日中に交付できない場合があります。